

## 南砺市農業委員会第28回総会会議録

1. 招集日時 令和 7年 10月 3日
2. 開会時刻 令和 7年 11月 6日 午後 2時00分
3. 閉会時刻 令和 7年 11月 6日 午後 2時25分
4. 場 所 南砺市役所 302 会議室
5. 委員定数 20名
6. 出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

### 7. 議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第 116号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 117号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第 118号 農用地利用集積等促進計画（案）について

#### 第4 協議事項

協議第 25 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外  
について

#### 第5 報告事項

報告第 39 号 農地法第 18 号第 6 項の規定による通知書につい  
て

#### 第6 その他

### 8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 田原 雅之

副主幹 小林 由香、主任 勇崎 夏希

### 9. 会議の概要

事務局長 お疲れ様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがと  
うございます。

只今から第 28 回南砺市農業委員会、令和 7 年 11 月の総会を開始いた  
します。

8 月に石破前首相がコメの増産に政策転換されたましたが、10 月に  
高市政権となつてすぐ、鈴木農林水産大臣が増産路線を見直し、「需  
要に応じた生産」に戻すとされ、2026 年産の主食用米の生産量につ  
いて、711 万トンになるとの見通しだそうです。作況が良好だった 25  
年産から約 36 万トンの減産となるそうです。

令和 7 年産米の令和 7 年 9 月の相対価格は、概算金が昨年より 3 割  
から 7 割程度高い価格で設定されていることなどから、全銘柄平均で  
玄米 60 キロあたり 36,895 円となり、対前年同月ではプラス 14,195  
円となっています。これにつきましては、出荷業者と卸売業者等との  
間の取引価格としては、比較可能な平成 2 年以降で過去最高の価格と  
なっているそうです。

それでは、総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数  
20 名中全員の出席であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定される定数に達し  
ており、総会が成立することをお知らせいたします。

会議の開始にあたり、岡村会長からのご挨拶をお願いいたします。  
続いて議事進行についてもお願いいたします。

会長

ご苦勞様です。大変お忙しい中、全員ご出席いただきありがとうございます。

今程、事務局長から話がありましたが米の作付が増産に転じようという事から1ヶ月も経過せずに、増産方針が修正され需要に応じた生産の取り組みという事でございます。

二転三転する政府のコメ政策。やはり農業者としては、もっと地に足のついた農政の方向性を示してほしいというふうに、思うところがございます。

話は変わりますが10月23日に栃木県鹿沼市農業委員会、翌日24日には茂木町の美土里館へ視察研修に行ってきました。

栃木県鹿沼市農業委員会については、平成25年に農業委員と委員OBで「鹿沼市農地再生プロジェクト「絆」」を立ち上げ、お互い道具を持ち寄って約12haの耕作放棄地を解消され、主に市の特産物のソバを栽培されているそうです。農業委員、自ら耕作放棄地の再生に向けて活躍の幅を広げていると感じました。

また美土里館では、これまでは不要なものとして扱われてきた廃棄物や地域の未利用資源（生ごみ、牛糞、落ち葉、おがこ、もみがら）のたい肥化や、廃食油からバイオディーゼル燃料を製造するリサイクルを進め、自然と人との共生を目指す先進的な堆肥センターを見学して来ました。

議長

それでは、第28回農業委員会を開催いたします。

会議に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。

本日の署名委員は委員番号1番・2番の2名の方、宜しく願います。

議案第116号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第116号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回2件の申請がありました。

田2筆	670 m <sup>2</sup>
畑1筆	49 m <sup>2</sup>
計 3筆	719 m <sup>2</sup> です。

受付番号1番についてです。

「資料」1ページの位置図も合わせて御覧下さい。

事務局 譲渡人は「A」さん、譲受人は「B」さんです。

申請地につきましては、畑 1筆 = 49 m<sup>2</sup>です。

**【理由】**

譲渡人の「A」さんは、耕作する事が難しく譲受人の自宅前に対象農地がある「B」さんへ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。

受付番号2番についてです。

「資料」2ページの位置図も合わせて御覧下さい。  
譲渡人は「C」さん、譲受人は「D」さんです。

申請地につきましては、田 2筆 = 670 m<sup>2</sup>です。

**【理由】**

譲渡人の「C」さんは市外在住であり耕作する事が難しく、対象農地の隣接地に農地を所有する譲受人の「D」さんへ所有農地の一部について所有権を移転する申請があったものです。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第116号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 117 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局 =議案第 117 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回 2 件の申請がありました。  
田 2 筆 588 m<sup>2</sup>です。

受付番号 1 番についてです。  
「資料」3 ページの位置図も合わせて御覧下さい。  
譲受人「E」さん、譲渡人「F」さんです。転用目的は「住宅敷地」  
です。

譲受人は譲渡人の長男であり、昨年まで仕事の都合で県外に住んで  
おりました。農業の手伝いや将来の両親の介護を見据え、地元南砺市  
へ戻って来られました。

現在は、市内アパートに夫婦と子供 4 で住んでおります。アパート  
では、家族 6 人での生活は狭く、子供の成長に合わせ、子供部屋を確  
保したく戸建て住宅が必要ということで申請があったものです。

受付番号 2 番についてです。  
「資料」4 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲受人「G」、譲渡人「H」さんです。  
転用目的は「倉庫敷地」です。

業務拡大により、既存倉庫が手狭になり支障をきたしているので倉庫  
を増築したく、申請があったものです。

農地区分につきましては受付番号 1 番については「第 1 種農地」、許  
可基準については「集落接続」・ 受付番号 2 番については「第 1 種  
農地」、許可基準については「既存地拡張」という事で判断しており  
ます。  
以上です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 117 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 118 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

今回申請は 10 件、16 筆の申請がありました。

田 15 筆 20,044.00 m<sup>2</sup>

畑 1 筆 1,598.00 m<sup>2</sup>

計 21,642.00 m<sup>2</sup>です。

農用地利用集積等促進計画が提出され承認を求めるものです。詳細については 8 ページを御覧下さい。

議案第 118 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願いたします。

(異議なし)

●委員 4月から農地中間管理機構を通しての契約になりましたが、契約期間が原則10年という記載があったと思うのですが、議案118号の詳細を見ると契約期間が3年や5年がありますが、これは10年という縛りはないのでしょうか？

事務局 基本的には、3年以上になっております。

●委員 10年以上の貸付期間の記載があった気がしたので、期間に縛りが無ければよいのですが。例えば今後、営農組合と個人の契約については中間管理機構を通さないと契約出来ないという事ですよね。中間管理機構を万が一、通さない場合は助成金等を受ける事が出来ないという認識ですが、どうでしょうか？

事務局 過去は、相対若しくは農協仲介の契約が主流でしたが、現在は相対か中間管理機構になり、4月からの契約については中間管理機構の1本立となりました。

原則3年以上で、10年以上というのは補助事業で固定資産税の軽減や基盤整備事業等でポイントが高くなる等、今後補助金や交付金等で10年以上という縛りが出てくるかもしれません。ただ、必ずしも10年以上の契約ではありません。中間管理機構を通せば小作料設定金額の支払管理は、中間管理機構がするという事になります。

●委員 一応、3年以上という事ですね。

私事ですが、営農組合と組織との契約でしたが契約が切れる頃に、以前は農政課から案内が送付されてきましたが今後はどうなるのでしょうか？

事務局 契約期間の終期を向かえる方については、こちらで期間を区切って順次ご案内と手順を同封し対象者へ、早めにご案内しております。そのご案内を基に、相談に来られる方もおられます。

●委員 はい、有難うございました。

議長 他に、ご意見はありませんか？

議長                   ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 118 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。次の協議へ進みます。

協議第 25 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局               ＝協議第 25 号について議案書をもとに朗読・説明＝

協議第 25 号、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてでございます。

「資料」5 ページの位置図も併せて御覧下さい。  
今回は 1 件の申請がありました。面積は田 497 m<sup>2</sup>の内 200 m<sup>2</sup>です。

除外願出者は、共有名義で「I」さん・「J」さん譲受者は「株式会社K」です。

現在、駐車場が無いという事で来客用と譲受者用の駐車場を確保したいという事です。除外後の用途は「駐車場敷地」で申請があったものです。

議長                   只今の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

それでは、協議 25 号農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

事務局 報告第 39 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 39 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 1 件の届出がありました。  
面積については田 1,453 m<sup>2</sup>です。  
詳細については、議案の 12 ページに記載しております。  
以上です。

議長 ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

(特になし)

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

その他案件について、2 件ございます。

- ・忘年会について
- ・11/17 県の農業委員の大会開催について

以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和7年12月10日（水）午後3時から、場所は南砺市役所別館大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第28回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後2時25分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長